

令和7年度

高等部入学者選抜募集要項



福島県立たむら支援学校

令和7年度福島県立たむら支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和7年度福島県立たむら支援学校高等部の入学者選抜は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）により実施する。

I 入学者募集

1 課程・学科、修業年限、募集定員

- 1 課程・学科 全日制・普通科
- 2 修業年限 3年
- 3 募集定員 15名程度

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

3 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、福島県立たむら支援学校（以下「本校」という）で定めた教育課程による教育を行う。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

2 出願資格

この要項で示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、福島県立たむら支援学校長に出願する。

4 併願の取扱い

同一人が同時に県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

5 出願期間

- (1) 出願期間は、令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
受付場所は、**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**とする。
- (2) 県外から郵送により出願をする場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（角形3号の封筒にあて先を記入すること）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に福島県立たむら支援学校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第1号の1により、本校において作成したもの）
入学願書の配付期間は、令和7年1月9日（木）から1月10日（金）の午前9時から午後4時までとする。（特別な事情のある場合はこの限りではない）
配付場所は、**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**とする。
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。
受付場所は、**福島県立たむら支援学校 石崎校舎**とする。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。

7 願書受付

- (1) 出願願書を受け付けた際に、受験番号、在学（出身）学校、氏名を記入した受験票（実施要綱様式第8号の1により、本校において作成したもの）を交付する。
- (2) 福島県立たむら支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

出願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間及び受付場所は、出願の場合と同じとする。
ただし、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
 - ① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）校長を通して福島県立たむら支援学校長に提出する。
 - ② 福島県立たむら支援学校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書（実施要綱様式第7号の1）及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。
なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、福島県立たむら支援学校に受験票を返還する。

2 調査書

1 調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて記入する。その際、次の点に留意する。

- (1) 「受験番号」の欄は、各学校において記入する。
- (2) 「志願者」の欄については以下により記入する。
 - 「卒業年月」の欄は、卒業・卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。
 - 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。その他、志願者の学籍について特記すべき事項があればこの欄に記入する。
- (3) 「志願先」の欄には、学校名を明記する。志願学科は、それぞれの学科名を記入する。
- (4) 「各教科の学習の記録」の欄は、次のように記入する。

第1～3学年の欄には、中学部又は中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。
- (5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や、生徒にどのような力がついたかなどの評価について文章で記入する。
- (6) 「特別活動の記録」の欄は、次のように記入する。
 - ① 特別活動
各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに活動の事実を文章や箇条書き等により端的に記入する。
 - ② その他の活動
スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動について、活動の事実を記入する。
- (7) 「自立活動の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す「自立活動の記録」に基づいて記入する。

ただし、特別支援学校及び特別支援学級出身者のみとする。
- (8) 「長所・特技等の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、特に優れている点や長所及び生徒の特徴や取得資格等について、特に参考となる事項を文章や箇条書き等により端的に記入する。
- (9) 「出欠の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に記載した出欠の記録を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、1月末日までの状況について記入する。
- (10) 知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、前記の（4）、（6）、（7）、（8）の各事項について実施要綱様式第3号に記入して添付する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 学力検査・面接の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和7年3月5日（水）
- (2) 場 所 **福島県立たむら支援学校 春山校舎**
- (3) 内 容
 - B 型 学力検査（国語、数学の2教科）、作業・運動能力検査、面接
 - ※ 特別支援学校中学部又は中学校で、原則として国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者
 - C 型 ア 自立活動の諸検査、面接
 - ※ 特別支援学校中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者
 - イ 自立活動の諸検査、行動観察、面接
 - ※ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

(4) 日 程

B 型		
8:30 ~ 8:50	20分	受付
8:50 ~ 9:00	10分	移動、日程説明、受験上の諸注意
9:00 ~ 9:20	20分	学力検査：国語
9:20 ~ 9:40	20分	学力検査：数学
9:40 ~ 10:00	20分	休憩、着替え、移動
10:00 ~ 12:40	160分	面接 作業能力検査 運動能力検査※休憩、着替え、移動を含む
		終了（検査終了順に解散）

C 型		
8:30 ~ 8:50	20分	受付
8:50 ~ 9:00	10分	移動、日程説明、受験上の諸注意
9:00 ~ 10:00	60分	ア：自立活動の諸検査、面接 イ：自立活動の諸検査及び行動観察、面接
		終了（終了順に解散）

3 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に発表する。
- (2) **福島県立たむら支援学校 春山校舎 玄関前**にて発表し、合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。その際、合格者は受験票を提出する。
- (3) 合格通知書の交付は、原則として午後1時までとする。
ただし、1時までに来校できない場合は、在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に電話による連絡を行う。
- (4) 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

5 受験上の配慮申請

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者の中で、受験上配慮が必要な志願者は、原則として年内に、在学（出身）校長を通して、「受験上の配慮申請書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通11号）を福島県立たむら支援学校長に提出する。その際、在学（出身）校長は中学部又は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通12号）を提出する。福島県立たむら支援学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通13号）により、受験上の配慮に関して在学（出身）校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記（1）以外の者の中で、受験上配慮が必要な志願者は、原則として年内に、「受験上の配慮申請書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通11号）を福島県立たむら支援学校長に提出する。福島県立たむら支援学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

4 その他必要な事項

- (1) 受験する者は、入学者選抜実施日の前までに福島県立たむら支援学校 石崎校舎で、教育相談を受けるものとする。
- (2) 学力検査の種類（受験型）について
 - ① 中学部又は中学校卒業見込の者の受験型については、教育相談実施後に在 schools 長宛に通知する。
 - ② 上記以外の者については、教育相談実施後直接通知する。
- (3) 入学検定料は徴収しない。
- (4) 入学者選抜当日の持参品は受験票に明示する以下のとおりである。
受験票、上履き
※筆記用具、※運動着、※体育館用運動靴（※は B 型の受験者のみ）
- (5) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）に住民登録していた市町村から避難している場合は、出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通 10 号）を提出する。なお、願書の現住所欄へは入学後の住所を記入すること。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

2 出願資格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として（1）～7（3）による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「3 出願方法」に定めるところによる。

4 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「4 併願の取扱い」に定めるところによる。

5 出願期間

令和 7 年 3 月 17 日（月）から 3 月 18 日（火）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

受付場所は、福島県立たむら支援学校 石崎校舎とする。

6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第 1 号の 2 により、本校所定の用紙による）
配付期間は、令和 7 年 3 月 14 日（金）正午以降、午後 5 時までとする。
配付場所は、福島県立たむら支援学校 春山校舎とする。
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第 2 号及び第 3 号。以下「調査書」という）。
調査書は、入学願書に添付して提出する。
ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類
 (「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)
 ただし、本校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学(出身)校長は、志願者名簿(実施要綱様式第4号)を添付する。
- (5) 特別支援学校後期選抜に出願を希望する時点で、教育相談を受けていない生徒に関しては、願書配付以降に教育相談を行う。
 場所は、福島県立たむら支援学校 石崎校舎とする。

7 願書受付

- (1) 出願願書を受け付けた際に、受験番号、在学(出身)学校、氏名を記入した受験票(実施要綱様式第8号の2により、本校において作成したもの)を交付する。
- (2) 福島県立たむら支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

- 出願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り出願先を変更することができる。
 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 ただし、午後5時までに在学(出身)校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
- ① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願(実施要綱様式第5号の3)、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学(出身)校長を通して変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
 ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書(又はその写し)を貼付する。
 なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
- ② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校長又は県立高等学校長は、志願者が先に出願した福島県立たむら支援学校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
- ③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した福島県立たむら支援学校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿(実施要綱様式第12号)を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

この要項で示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「9 出願の取消し」に定めるところによる。

2 調査書

この要項で示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **2 調査書**」に定めるところによる。

3 入学者選抜

- 1 選抜方法
 調査書、小論文(作文)又は自立活動の諸検査及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。
- 2 検査・面接の期日、場所、内容及び日程
- (1) 期日 令和7年3月24日(月)
- (2) 場所 福島県立たむら支援学校 春山校舎
- (3) 内容

- B 型 小論文（作文）、面接
 - ※ 特別支援学校中学部又は中学校で、原則として国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者
- C 型
 - ア 自立活動の諸検査、面接
 - ※ 特別支援学校中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者
 - イ 自立活動の諸検査及び、行動観察、面接
 - ※ 特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

(4) 日 程

B 型		
8 : 3 0 ~ 8 : 5 0	2 0 分	受付
8 : 5 0 ~ 9 : 0 0	1 0 分	移動、日程説明・受験上の諸注意
9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	4 0 分	小論文（作文）
9 : 4 0 ~ 1 0 : 0 0	2 0 分	休憩、移動
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 0	4 0 分	面接
		終了（面接終了順に解散）

C 型		
8 : 3 0 ~ 8 : 5 0	2 0 分	受付
8 : 5 0 ~ 9 : 0 0	1 0 分	移動・日程説明・受験上の諸注意
9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	4 0 分	ア：自立活動の諸検査 イ：自立活動の諸検査及び行動観察、面接
9 : 4 0 ~ 9 : 5 5	1 5 分	ア：休憩、移動を含む イ：終了（終了順に解散）
9 : 5 5 ~ 1 0 : 2 5	3 0 分	ア：面接
		ア：終了（終了順に解散）

3 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）正午以降に発表する。
- (2) **福島県立たむら支援学校 春山校舎 玄関前**にて発表し、合格者に対し合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。
- (3) 合格通知書の交付は、原則として午後1時までとする。
ただし、1時までに来校できない場合は、在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に電話による連絡を行う。
- (4) 合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手續

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、福島県立たむら支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、福島県立たむら支援学校長に提出する。

5 受験上の配慮申請

この要項で示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 入学者選抜」の「4 受験上の配慮申請」に定めるところによる。

4 その他必要な事項

- (1) 受験する者は、入学者選抜実施日の前までに福島県立たむら支援学校 石崎校舎で、教育相談を受けるものとする。
- (2) 学力検査の種類（受験型）について
 - ① 中学部又は中学校卒業見込の者の受験型については、教育相談実施後に在 schools 長宛に通知する。
 - ② 上記以外の者については、教育相談実施後直接通知する。
- (3) 入学検定料は徴収しない。
- (4) 入学者選抜当日の持参品は受験票に明示する以下のとおりである。
受験票、上履き
※筆記用具（※はB型の受験者のみ）
- (5) 平成23年3月11日（震災発生時）に住民登録していた市町村から避難している場合は、出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通10号）を提出する。なお、願書の現住所欄へは入学後の住所を記入すること。

○募集要項、教育相談等に関する問い合わせ先

〒963-4398 福島県田村市船引町船引字石崎15-3
福島県立たむら支援学校 石崎校舎
電話 0247-82-4627 FAX 0247-82-4629

○提出書類の請求及び提出先

<特別支援学校前期選抜 願書配付、願書提出先、特別支援学校後期選抜 願書提出先>

〒963-4398 福島県田村市船引町船引字石崎15-3
福島県立たむら支援学校 石崎校舎
電話 0247-82-4627 FAX 0247-82-4629

<特別支援学校後期選抜 願書配付>

〒963-4315 福島県田村市船引町春山字道ノ原51
福島県立たむら支援学校 春山校舎
電話 0247-82-4114 FAX 0247-82-4119

○福島県立たむら支援学校 春山校舎（小・中学部）、石崎校舎（高等部）地図

